

関係機関各位

健康福祉部障がい福祉課長
(公 印 省 略)

介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）に係る指導者養成研修について

このことについて、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、平成24年4月1日より、一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとされ、本県においては、第三号研修（特定の者対象の研修）の講師となる医療従事者（医師、保健師、助産師、看護師）は、指導者用マニュアル及びDVDによる自己学習を実施することを条件として指導しているところです。

しかしながら、当該自己学習修了に係る証明書（受領書）の発行業務について、現段階では厚生労働省において発行できない状況（平成24年度における当該業務の委託業者が未定）であったことから、やむを得ず当面の間、県において確認書を発行することとします。

つきましては、指導者用マニュアル及びDVDによる自己学習を修了した医療従事者におかれましては、下記担当まで別紙「指導者養成事業報告書」を郵送くださるようお願いいたします。

また、既に厚生労働省から平成23年度委託事業を受けていた「株式会社ピュアスピリッツ（東京都）」に対して「指導者養成事業報告書」を送付された場合は、大変お手数をおかけして申し訳ありませんが、再度当該報告書を下記担当まで送付くださるとともに、その旨をお知らせくださるようお願い申し上げます。

記

- 1 特定の者対象の研修に係る指導講師になるまでの流れ
 - (1) 「指導者マニュアル」及び「DVD（約3時間）」により自己学習を実施
 - (2) 自己学習後、別紙「指導者養成事業報告書」に所要事項を記載のうえ、当面の間、下記担当あて郵送

【送付先】 〒990-8570 山形市松波2-8-1 山形県健康福祉部障がい福祉課 障がい福祉支援担当 TEL 023-630-2275
--

- (3) 県より指導者養成課程を修了したことの報告を受けた確認書を送付

- 2 その他連絡事項
 - (1) 厚生労働省による証明書（受領書）発行開始の通知があった際は、改めてお知らせします。
 - (2) 既に「株式会社ピュアスピリッツ（東京都）」に対して当該報告書を送付した方については、当課から、当該法人に連絡し、県で確認書を発行した旨をお知らせ

せすることとします。

よって、指導者養成課程を修了した方から直接上記法人に連絡する必要はありませんが、既に「株式会社ピュアスピリッツ（東京都）」に対して当該報告書を送付したことを当課にお知らせくださるようお願いいたします。

担当：健康福祉部障がい福祉課 障がい福祉支援担当 齋藤 TEL023-630-2275 FAX023-630-2111
--